

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について（昭和63年6月2日 健医発第743号厚生省保健医療局長通知）【新旧対照表】

（傍線部分は令和5年3月2日からの改正部分）

改正後	現行
<p>健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日 一部改正 障発0124第4号 平成26年1月24日 一部改正 障発0302第5号 令和5年3月2日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第二項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</p> <p>（略）</p> <p>別添</p> <p>市町村長同意事務処理要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条第二項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</p> <p>一 入院時に市町村長の同意の対象となる者 次のすべての要件を満たす者</p> <p>様式3</p> <p>同意書</p>	<p>健医発第743号 昭和63年6月22日 一部改正 障発第335号 平成13年8月6日</p> <p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十三条第三項に基づき医療保護入院に際して市町村長が行う入院同意について</p> <p>（略）</p> <p>別添</p> <p>市町村長同意事務処理要領</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二五年法律第一二三号。以下「法」という。）第三十三条第三項に基づき医療保護入院に必要な同意を市町村長が行う場合の事務処理については、以下の要領によること。</p> <p>一 入院時に市町村長の同意の対象となる者 次のすべての要件を満たす者</p> <p>様式3</p> <p>同意書</p>

年 月 日

病院管理者 殿

市町村長 ㊟

下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 2 項の規定により貴病院に入院させることに同意する。

記

(略)

以上

年 月 日

病院管理者 殿

市町村長 ㊟

下記の者を精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 33 条第 3 項の規定により貴病院に入院させることに同意する。

記

(略)

以上